

四万十市社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人四万十市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に規定する会員について定めるものとする。

(目 的)

第2条 四万十市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化をはかることを目的とする。

(会 員)

第3条 会員は、社会福祉に関心を有し、本会が行う事業運営等に賛同して入会した者とし、次の区分とする。

(1) 普通会员

(2) 団体会員

2 普通会员は、個人又は世帯で入会した者とする。

3 団体会員は、企業、団体、施設、機関等で入会した者とする。

4 会員となる場合は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(会 費)

第4条 会員は、年会費として次のとおり納入するものとする。

(1) 普通会员 1口 500円

(2) 団体会員 1口 5,000円

(会費納入)

第5条 会員は、会費を当該年度内に納入するものとする。

(退 会)

第6条 会員は、次により退会するものとする。

(1) 死亡、転出、又は解散したとき

(2) 退会の申し出があったとき

(雑 則)

第7条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。